

介護予防・生活支援サービス事業サービス類型【訪問型サービス】

◎現時点での想定です。今後の検討により内容が変更される場合があります。

	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中型介護予防サービス（訪問型）																														
国ガイドラインでの類型	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）	短期集中予防サービス（訪問型サービスC）																														
利用者	「要支援1、2の認定を受けている者」または「豊齢力（基本）チェックリスト該当者」で （1）利用者本人が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない場合 （2）利用者本人が単身または、家族が障害・疾病などのため利用者への介護や支援ができない場合 上記（1）かつ（2）の条件を満たし、その上で、『利用者本人や家族が家事等を行うことができない。』 ことを満たしていること（本人の希望のみによって利用することは不可。利用者本人が、支援を要する状態が解消された場合や、同居家族による家事等が行える状況に回復した場合、当該生活援助の提供は終了する）		・要支援1、2の認定を受けている者 ・豊齢力（基本）チェックリスト該当者で（1）（2）いずれかに該当する者 （1）短期集中型介護予防サービス（元気応援教室）の利用を希望する者 （2）訪問による相談・指導が必要な者 （抑うつ、閉じこもりの者等）																														
事業主体	本市の指定を受けた事業者		専門職への委嘱・委託事業者または市職員																														
サービス内容	現行の介護予防訪問介護同様に、有資格者による身体介護と生活援助 ※国通知（老計第10号）に定める訪問介護の具体的な行為*の範囲内	基本的に生活援助に限定。（国通知（老計第10号）に定める訪問介護の具体的な行為*の範囲内のみ） ただし、一部身体介護の提供も可能。	指導員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職（理学療法士等））が自宅を訪問し、生活の状況を踏まえながら、運動・栄養・口腔などの介護予防に関する助言を個別に実施																														
サービス利用回数	現行に同じ	1回1時間以内（週3回を限度とする） ※サービス事業対象者と要支援1は週2回までの利用に限定 ※週3回以上の利用は、要支援2の場合を想定	期間：3～6カ月																														
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤専従1（サービスの提供に支障がない場合のみ兼務可）</td> </tr> <tr> <td>従業者（訪問介護職員）</td> <td>○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤専従1（サービスの提供に支障がない場合のみ兼務可）	従業者（訪問介護職員）	○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者	常勤換算2.5以上	サービス提供責任者	介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者	常勤換算2.5以上	訪問事業責任者	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1（常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可）</td> </tr> <tr> <td>従業者（訪問介護員）</td> <td>●身体介護を提供する場合 ○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 ●生活援助のみを提供する場合 ○一定の研修修了者 ※生活援助のみを提供する従業者は、資格をもたない地域の高齢者等を新たに雇用することも可能</td> <td>必要数（常勤換算2.5以上を標準）</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>なし（従業者の中で有資格者がいた場合は、その者が就くことを基本とする）</td> <td>従業者の中から1以上必要数配置する（管理者との兼務は好ましくない）</td> </tr> </tbody> </table>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1（常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可）	従業者（訪問介護員）	●身体介護を提供する場合 ○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 ●生活援助のみを提供する場合 ○一定の研修修了者 ※生活援助のみを提供する従業者は、資格をもたない地域の高齢者等を新たに雇用することも可能	必要数（常勤換算2.5以上を標準）	サービス提供責任者	不要	—	訪問事業責任者	なし（従業者の中で有資格者がいた場合は、その者が就くことを基本とする）	従業者の中から1以上必要数配置する（管理者との兼務は好ましくない）	指導内容により、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職（理学療法士等）等が訪問
	必要な資格	配置要件																															
管理者	なし	常勤専従1（サービスの提供に支障がない場合のみ兼務可）																															
従業者（訪問介護職員）	○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者	常勤換算2.5以上																															
サービス提供責任者	介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者	常勤換算2.5以上																															
訪問事業責任者	—	—																															
	必要な資格	配置要件																															
管理者	なし	専従1（常勤の必要はなく、サービスの提供に支障がない場合に限り兼務可）																															
従業者（訪問介護員）	●身体介護を提供する場合 ○介護福祉士 ○介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 ●生活援助のみを提供する場合 ○一定の研修修了者 ※生活援助のみを提供する従業者は、資格をもたない地域の高齢者等を新たに雇用することも可能	必要数（常勤換算2.5以上を標準）																															
サービス提供責任者	不要	—																															
訪問事業責任者	なし（従業者の中で有資格者がいた場合は、その者が就くことを基本とする）	従業者の中から1以上必要数配置する（管理者との兼務は好ましくない）																															
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービス提供に必要な設備及び備品を備える （今後、詳細な基準を検討する中で示す予定）		—																														
報酬に対する基本的な考え方	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の介護予防訪問介護の8割程度（身体介護を伴う場合は9割程度） ○報酬は月額包括単位 ○独自加算として「事業所等連携加算」「軽度化加算」「自立化加算」を創設	現行の訪問型介護予防事業の報酬と同程度																														
利用者負担	現行の保険給付での利用者負担割合と同じ（1割または2割）		無																														
事業者の指定／補助	事業者指定		専門職委嘱／事業者委託																														
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施		—																														
サービス利用限度額	要支援2 要支援1 サービス事業対象者	10,473単位 5,003単位 要支援1と同じ	—																														

*国通知（老計第10号）で定める訪問介護の具体的な行為

身体介護	○サービス準備・記録等 ○排泄・食事介助	○清拭、入浴、身体整容 ○体位変換、移動・移乗介助、外出介助	○起床及び就寝介助 ○服薬介助	○自立生活支援のための見守り 的援助
生活援助	○サービス準備等 ○掃除	○洗濯 ○ベッドメイク	○衣類の整理・被服の補修 ○一般的な調理、配下膳	○買い物・薬の受け取り

介護予防・生活支援サービス事業サービス類型【通所型サービス】

◎現時点での想定です。今後の検討により内容が変更される場合があります。

	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス	短期集中型介護予防サービス (元気応援教室)																																								
国ガイドラインでの類型	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)	短期集中予防サービス (通所型サービスC)																																								
利用者	「要支援1、2の認定を受けている者」または「豊齢力(基本)チェックリスト該当者」のうち利用者本人が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない場合で、サービスの提供により自立を促せる状態にある者		・要支援1、2の認定を受けている者 ・豊齢力(基本)チェックリスト該当者で身体機能の改善および買い物や掃除などの生活行為の改善が見込めると判断した者																																								
事業主体	本市の指定を受けた事業者 (現行の介護予防通所介護事業所の他、フィットネスクラブ、スイミングスクール等新規事業所)		本市の委託を受けた事業者 介護老人保険施設、医療機関、介護予防通所介護事業所、フィットネスクラブ																																								
サービス内容	現行の介護予防訪問介護同様に、生活機能の向上のための機能訓練等を提供する	介護予防に関する講話やセミナー、ミニデイサービス、レクリエーション、軽運動等、教養講座、趣味活動、地域活動等	生活機能を改善するための個別の目標に向け、運動器・口腔器の機能向上や栄養改善等の複合プログラムを専門職により短期集中的に提供																																								
サービス利用回数	現行に同じ	1回2～3時間程度(週2回を限度) ※サービス事業対象者と要支援1は週1回の利用に限定 ※週2回の利用は、要支援2の場合を想定	期間：3カ月、複合プログラム 1回2時間程度、週2回を限度																																								
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤専従1 (支障がない場合のみ兼務可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者(介護職員)</td> <td>利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上 (支障がない場合のみ兼務可)</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士等</td> <td>1以上 (支障がない場合のみ兼務可)</td> </tr> </tbody> </table>		配置要件	管理者	常勤専従1 (支障がない場合のみ兼務可)	生活相談員	専従1以上	看護職員	専従1以上	従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)	機能訓練指導員	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)	管理栄養士等	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>専従1 (常勤の必要はなく、兼務可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> <tr> <td>従事者(介護職員)</td> <td>利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。)</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士等</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> </tbody> </table>		配置要件	管理者	専従1 (常勤の必要はなく、兼務可)	生活相談員	必要数(任意配置)	看護職員	必要数(任意配置)	従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)	機能訓練指導員	必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。)	管理栄養士等	必要数(任意配置)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1以上 機能訓練指導員と兼務可</td> </tr> <tr> <td>経験のある介護職員または、機能訓練指導員</td> <td>●利用者10人まで1 ●利用者11～15人まで2 ●利用者15人以上3</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士等</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士等</td> <td>必要数(任意配置)</td> </tr> </tbody> </table>		配置要件	機能訓練指導員	1以上	看護職員	1以上 機能訓練指導員と兼務可	経験のある介護職員または、機能訓練指導員	●利用者10人まで1 ●利用者11～15人まで2 ●利用者15人以上3	管理栄養士等	必要数(任意配置)	歯科衛生士等	必要数(任意配置)
	配置要件																																										
管理者	常勤専従1 (支障がない場合のみ兼務可)																																										
生活相談員	専従1以上																																										
看護職員	専従1以上																																										
従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)																																										
機能訓練指導員	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)																																										
管理栄養士等	1以上 (支障がない場合のみ兼務可)																																										
	配置要件																																										
管理者	専従1 (常勤の必要はなく、兼務可)																																										
生活相談員	必要数(任意配置)																																										
看護職員	必要数(任意配置)																																										
従事者(介護職員)	利用者が15人まで 専従1以上 利用者が15人以上 専従1+必要数(15人を超える利用者1人当たり0.2人)																																										
機能訓練指導員	必要数(自らが提供するサービスの種類により適宜配置する。)																																										
管理栄養士等	必要数(任意配置)																																										
	配置要件																																										
機能訓練指導員	1以上																																										
看護職員	1以上 機能訓練指導員と兼務可																																										
経験のある介護職員または、機能訓練指導員	●利用者10人まで1 ●利用者11～15人まで2 ●利用者15人以上3																																										
管理栄養士等	必要数(任意配置)																																										
歯科衛生士等	必要数(任意配置)																																										
設備基準	現行と同等	○サービスを提供するために必要な場所(利用定員×2.5㎡で得た面積以上を基本) ○サービスを提供するために必要な設備及び備品。 ○消火設備その他非常災害に必要な設備。	○サービスを提供するために必要な場所(利用定員×3.0㎡で得た面積以上を基本) ○サービスを提供するために必要な設備及び備品 ○消火設備その他非常災害に必要な設備																																								
報酬に対する基本的な考え方	現行と同様	現行の介護予防通所介護の8割程度(機能訓練に関連する専門職の配置ありの場合は9割程度) ○報酬は月額包括単位 ○独自加算として「入浴加算」「事業所等連携加算」「軽度化加算」「自立化加算」を創設 ○独自減算として「送迎減算」を創設	現行の通所型介護予防教室(元気応援教室)相当(委託料)																																								
利用者負担	現行の保険給付での利用者負担割合と同じ(1割または2割)		利用者負担あり (緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)を超えない額)																																								
事業者の指定/補助	事業者指定		事業者委託																																								
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施																																										
サービス利用限度額	要支援2 10,473単位 要支援1 5,003単位 サービス事業対象者 要支援1と同じ		無 現行の通所介護相当のサービス、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)のサービスとの併用はできない																																								

*短期集中型介護予防サービス(訪問型)と併せて実施